

別紙第1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和5年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は20,353人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種10給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	任期付の職(行政職)	任期付の職(医療職(3))	計
職員数	4,713	2,881	44	12,167	202	318	3	14	11	20,353
職員の例	行政職員	警察官	船員	小学校教員	中等の員	高農林水産業研究員	工業関係研究員	保健師	特定任期付職員	行政職員
給料表	行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表 (2)(3)	研究職給料表	医療職給料表 (1)(2)(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職給料表	医療職給料表 (3)	

(注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

2 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.5歳、平均経験年数19.8年、平均扶養親族数1.0人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢41.1歳、平均経験年数18.2年、平均扶養親族数0.8人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、() 内は%)

区分	男性	女性	合計
職員全体	11,105 (54.6)	9,248 (45.4)	20,353 (100.0)
行政職	2,881 (61.1)	1,832 (38.9)	4,713 (100.0)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	合計
職員全体	16,589 (81.5)	1,904 (9.4)	1,837 (9.0)	23 (0.1)	20,353 (100.0)
行政職	3,697 (78.4)	556 (11.8)	460 (9.8)	0 (0.0)	4,713 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年4月における職員全体の平均給与月額は、第3表に示すとおり、385,257円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は346,225円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区分	職員全体	行政職
平均給与月額	385,257	346,225
内訳	給料	351,498
	扶養手当	11,803
	その他	21,956

(注) その他は、管理職手当、住居手当等である。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同で、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内438の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した134事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額、特別給を実地により詳細に調査した。併せて、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は78.3%（同30.7%）となっており、ベースアップを中止した事業所はなかった（同3.4%）。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は21.7%（昨年64.8%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は71.0%（昨年67.3%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所はない（同0.8%）ものの、定期昇給制度のない事業所の割合は29.0%（同31.8%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	78.3	0.0	0.0	21.7
管理職（課長級）	73.6	9.4	0.0	17.0

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位: %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
一般従業員(係員)	71.0	71.0	37.1	0.0	33.9	0.0	29.0
管理職(課長級)	77.2	77.2	37.9	0.0	39.3	0.0	22.8

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 「定期昇給制度あり」及び「定期昇給実施」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で37.8%（昨年30.7%）、高校卒で14.4%（同12.9%）となっており、そのうち大学卒で52.0%（同23.4%）、高校卒で56.6%（同34.0%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位: %)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	37.8	(52.0)	(45.8)	(2.2)	62.2
高校卒	14.4	(56.6)	(43.4)	(0.0)	85.6

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(ア) 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額は、配偶者について7,722円、配偶者と子1人について11,001円、配偶者と子2人について14,059円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位: 円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	7,722
配偶者と子1人	11,001
配偶者と子2人	14,059

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

(1) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額の4.48月分となっている。

第8表 民間ににおける特別給の支給状況

項目	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	289,925 円
	上半期 (A ₂)	299,752 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	607,233 円
	上半期 (B ₂)	715,837 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.09 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.39 月分
年間の平均		4.48 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,340円(0.96%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 $(A) - (B) \left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
352,595円	349,255円	3,340円 (0.96%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第10表のとおりである。

第10表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長—課長間）		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長—課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長—課長間）
7級			
6級	課長代理、中間職（課長—係長間）	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理、中間職（課長—係長間）	課長代理、中間職（課長—係長間）
3級		係長	係長
2級	主任、中間職（係長—係員間）	主任、中間職（係長—係員間）	主任、中間職（係長—係員間）
1級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第11表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で3.9%、沖縄県で3.8%、全国で3.5%上昇している。

第11表 消費者物価指数

区分	令和5年4月	令和4年4月	対前年同月比(%)
那覇市	106.2	102.2	3.9
沖縄県	105.8	101.9	3.8
全国	105.1	101.5	3.5

(注) 令和2年を100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第12表に示すとおりで

ある。

第12表 那覇市における世帯人員別標準生計費

(令和5年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
106,360円	110,250円	146,660円	183,080円	219,490円

(参考資料 3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告並びに職員の給与に関する報告及び改定に関する勧告を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均3,869円(0.96%)下回っていることから、俸給表の水準を引き上げることとした。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案した改定を行うこととした。

(3) 特別給

特別給(ボーナス)については、公務が民間を0.09月分下回っていたことから0.10月分引き上げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

(4) 在宅勤務等手当の新設

住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給することとした。

(参考資料 4 人事院勧告等の骨子 参照)

6 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(4) その他の課題

ア 獣医師の処遇

獣医師については、人材確保を図る観点から、他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の見直しによる処遇の改善に向け取り組む必要がある。

イ 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員については、地方自治法改正の趣旨や国の非常勤職員の取扱いと均衡を図る観点から、勤勉手当の支給等、適切に対応する必要がある。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院においては、人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置について、令和6年に向けて検討することとしている。

本県においても、優秀な人材の確保、職員の能力・実績や職責の的確な反映及び職員のワークスタイル・ライフスタイルに適切に対応できる給与制度としていくため、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

8 勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高く保持し、また多様で有為な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県行政の効率的、安定的な運営に資するものである。

議会及び知事におかれでは、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。